

上田市教育委員会 8 月定例会会議録

1 日 時

平成 29 年 8 月 23 日（水） 午後 3 時 00 分から午後 3 時 50 分まで

2 場 所

上田駅前ビルパレオ 5 階 上田市教育委員会 第一会議室

3 出席者

○ 委 員

教 育 長	小林 一雄
教育長職務代理者	城下 敦子
委 員	寺 島 滋
委 員	北 沢 秀雄
委 員	平 田 利江子

○ 説 明 員

中村教育次長、浪方教育参事、小野沢教育総務課長、高木学校教育課長、小林生涯学習・文化財課長、唐澤人権同和教育政策幹、池田スポーツ推進課長、久保田丸子地域教育事務所長、清水真田地域教育事務所長、小山武石地域教育事務所所長補佐、村山第一学校給食センター所長、竜野中央公民館長、倉沢上野が丘公民館長、山崎上田図書館長

1 あいさつ

2 協議事項

(1) 小学校教科用図書(道徳)の採択について(学校教育課)

○資料1により高木学校教育課長説明(要旨)

上小地区小中学校教科用図書採択研究協議会から道徳の選定結果の報告があった。選定経過については、教科書種目が「道徳」、発行者の略称は「東書」、教科用図書名が「新しい道徳」に決定された。また、調査研究委員会については上小校長会の推薦により、小学校の教頭1名と教諭合わせて5名を組織し、調査・研究を行った。その結果を平成29年7月27日開催の上小地区小中学校教科用図書採択研究協議会において審査した結果ということになった。選定経過のポイントを4つ挙げたいと思う。

- ① 文部科学省が道徳の教科を目標とする物事を多面的に考え、自己の生き方について考えを深める学習を通して、道徳的な判断力や実践力と態度を育てるものになるかどうかということ。
- ② 新たな教育課程として、いじめや情報モラル等について対応ができていくかどうかということ。
- ③ アクティブラーニングなどの指導ができていくかどうかということ。
- ④ 指導者として道徳授業を行う上で扱いやすいものがどれかということ。

特に若い先生が道徳を使用するにあたって、教えやすくできているかどうかという視点から研究にあっていることである。その過程で設問が細かすぎるものや、価値の押し付けになる可能性が高い発問が多いもの。教科書会社の設けた結論に一部特定の意図が強く感じられるもの等については、道徳の授業に適さないと判断することになった。結果として、東京書籍に決定したその理由が、中心発問と自分に重ね自らのことが振り返ることができる発問が資料3で見るとおり、道徳の特性からして非常に適していること。

次に、オリエンテーションの表示が設定されていて、さまざまな考えや多様性を認めていくことに重きを置き、道徳の時間を多角的、多面的に考え合う時間にしようとしていること。文部科学省が提言するアクティブラーニングの学習ができるように配慮がしてあること。役割演技を行いながら考える資料や身近な話題の資料化によって主体的に子どもたちが学べるよう配慮がしてあること。また、近年増えている複雑な家庭環境に身を置く子どもたちに対しても配慮された内容になっていること。いじめをしない、ゆるさないという子を育てる題材として「いじめのない世界へ」これを全学年に掲載している。子どもたちの発達段階に即して、子どもたちが自分のこととしていじめと向き合えるように配慮されていること。以上の理由からすべての項目でバランスが良い教科書となっている。道徳の目標とする物事を多面的、多角的に考える部分を大切に考えた上での判断とし、東書の「新しい道徳」の教科書が調査研究委員会で選定されたことであり、上小地区小中学校教科用図書採択研究協議会においても、調査研究委員会の選定内容について適当であると判断したところである。以上、その結果をもって上田市教育委員会としての考え方は、協議会での審議を経て選定された経過については適当であると認められるため、調査結果のとおり東書の「新しい道徳」を採択したいと考える。

○質疑

小林教育長

ということで原案が示された訳である。あくまでも教育委員会が採択権者ということになるが、上小地区小中学校教科用図書採択研究協議会の委員である城下委員より、教科書を採択されたこれまでの経緯について説明していただく。

城下委員

今回、道徳の教科書を採択された経緯について調査研究会より5名の委員がそれぞれの考えや観点から細かく調査、研究をしていただいた。選定した理由について、それぞれの扱いやすいという点では、子どもたちがそれぞれに議論しやすくなっている内容なのか。いじめ対応がきちんとされているのか。アクティブラーニングが学習できるよう配慮されているのか。それぞれの委員が細かいところを考えてくれ選定された経緯である。今回配布された資料は3枚だけであるが、7月27日の協議会において選定された理由の書面はこの場で公表してはいいかないのか。

高木学校教育課長

公表については、全上小地域の全教育委員会が最終的な手続きを終えた後に公表したいと思っているため今は差し控えたい。

城下委員

高木学校教育課長より口頭で説明があったのでそれぞれの委員もご理解できていると思う。その他、「新しい道徳」の発行者について略称で「東書」と記載する意味はあるのか。ここは正式名称で「東京書籍」と記載されても良いと思う。

小林教育長

よく教科書の目録等にも略称として記載されている場合がある。今回の新しい教科書について、特に扱いやすい点は中心発問が一つだけとなっている。あまりいくつもあると却って道徳の場合、扱いづらいことやいろいろな教科書がある中でも教科書とノートに別れているものがある。そういうものは扱いやすいようでノートを仕上げるのが道徳の目的になってしまうことがある。「新しい道徳」の教科書は、若い先生方には親切じゃないかという意見もあり、教科書とノートが分類されていない東書の教科書を選んだことにある。

北沢委員

答えられる範囲でよいが、候補に挙がった教科書の会社名を教えてください。

高木学校教育課長

8社候補に挙がった会社があり、その中から委員会は3社に絞り選定に至った。3社というのが、東京書籍と、学校図書、光文書院である。

平田委員

公表はホームページで知らせる形になるのか。

高木学校教育課長

上小地区ですべての市町村教育委員会で採択審議の終了後には、採択研究協議会の議事録や調査研究結果、協議会名簿について公表する予定である。

○全員了承

3 報告事項

(1) 学校教育関係寄付の状況（学校教育課）

○資料2により高木学校教育課長説明（要旨）

上田看護専門学校より、保健室用ベッド及びマットレス6台を寄贈していただき、希望する学校は神科小学校2台、神川小学校2台、清明小学校1台、丸子北中学校1台の申し入れがあった。

○全員了承

(2) 第12回人権を考える市民の集い開催について（生涯学習・文化財課）

○資料3により唐澤人権同和教育政策幹説明（要旨）

平成29年10月12日（木）午後1時30分からサントミュージゼ大ホールにおいて、「第12回人権を考える市民のつどい」が開催される。講演の講師に花園大学客員教授の水谷修さんをお招きし、演題は、「あした笑顔になれ～夜回り先生、命の授業～」である。

○ 全員了承

(3) 人権に関する意識調査について（生涯学習・文化財課）

○資料4により唐澤人権同和教育政策幹説明（要旨）

①趣旨

人権問題に関する市民の意識調査を5年に1回実施することにより、今後の人権同和教育、啓発事業に資することを目的とする。

②調査項目

「問1」から「問27」まで、平成24年度に実施した調査との時系列で比較できるようになった。平成28年度に施行された「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「障害者差別解消法」についての設問を追加した。性的指向(同性愛、両性愛)、及び性同一性障害者に関する設問を追加した。

③調査方法

男性1,000人、女性1,000人を20歳代から70歳代以上の6段階に分け、各年代

からそれぞれ無作為に抽出した。

④日程

調査票配布日が9月初旬とし、調査回収期限が9月中旬とする。

⑤調査結果の活用

調査結果を集約し、資料集を作成し、これを自治会懇談会、各種研修会等に活用する。また、ホームページ等にも掲載し、周知を図りたいと考えている。

○質疑

城下委員

前回、平成24年度に実施した調査結果では、若い人の回答が少なかったとある。スマートフォンやインターネット上でのアンケートの費用はかかるものなのか。検討の方は。

唐澤人権同和教育政策幹

今回そこまでは検討を考慮してなかった。次回から検討したい。

北沢委員

無作為調査2,000人というのとはどのような方法で抽出したのか、回収率はどの程度のものなのか。

唐澤人権同和教育政策幹

無作為調査については情報システム課に依頼し、機械的に番号を出し、その番号に合う人たちを引き出して無作為に抽出した。回収率についてだが、平成24年度に実施した発送した数が2,000、回答数が843で、回答率42.4%だった。

平田委員

調査結果の活用として、具体的に議会の資料のほかどのような用途があったのか。

唐澤人権同和教育政策幹

調査結果に基づき、皆さんが人権問題についてどういったところで知り、学んだのかというところが気になる部分であり、研修会や事業内容になる基で参考にさせていただいている。

小林教育長

さまざまな工夫を合わせて調査をお願いしたい。

○全員了承

(4) 総合型地域スポーツクラブ連携事業について (スポーツ推進課)

○資料5により池田スポーツ推進課長説明 (要旨)

上田市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会について、市内には4つの団体がある。この4

つの団体が合同してスポーツ事業を平成27年度から検討を進め、本年度の6月に連絡協議会が設立された。この連絡協議会において今回、合同で事業を実施する運びとなった。総合型地域スポーツクラブは地域におけるスポーツ、多様な活動を展開している団体で子どもから高齢者の方まで、また初心者から業務志向の方まで市民のスポーツを活動する場を提供している。上田市としては各団体と連携し、市民の健康と体力向上を目指すことで平成23年度からスポーツクラブの認定制度を開始している。また、スポーツ基本法でも位置付けがあり、公共団体については社会的行うスポーツ団体の支援に努めるということとされている。設立目的については、クラブの運営及び定着、情報交換や交流の活性化を図り、市のスポーツ推進に寄与していく。また、平成29年9月3日(日)イオン上田店2階モール広場にて、「あたま・からだ健幸フェア」を連携事業として開催する。主催は、上田市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、上田市(健康推進課)、上田市教育委員会。開催趣旨については、総合型クラブ、あたま・からだ元気体操双方の認知度向上と市民の体力・健康づくりのきっかけとする。

○ 全員了承

(5)

(6) スポーツ関係市長表敬訪問者報告(スポーツ推進課)

○ 資料8により池田スポーツ推進課長説明(要旨)

全国高等学校総合体育大会(陸上、ソフトテニス、アーチェリー、柔道、レスリング)に出場した34名の選手が市長表敬に来ていただいた。また、エアロビクスの全国こどもチャレンジカップ第10回大会に出場した小原理子さんが市長表敬訪問された。記念品としてスポーツドリンク、六文銭スポーツタオルを差し上げた。また、リトルシニア日本選手権大会に出場した上田市少年硬式野球連盟上田南リーグ22名の選手については、市長が急な別公務により教育長への表敬訪問となった。記念品として硬式球を差し上げた。

○ 全員了承

(7) 平成29年夏休み上野が丘わいわい塾実績報告(上野が丘公民館)

○ 資料7により倉沢上野が丘公民館長説明(要旨)

今年で6回目となる夏休み上野が丘わいわい塾が、平成29年7月31日(月)から8月3日(木)の4日間の日程で行われた。参加者は小学生98人、地域ボランティア協力者数53人、学生ボランティア39人、学校職員10人、県・市職員業務参加14人、ベトナムからの研修生4人であった。

○ 質疑

北沢委員

学生ボランティアの中高大の内訳人数を教えて欲しい。

倉沢上野が丘公民館長

一番多いのが中学生で第五中学校の生徒で約30名。高校生が上田東、染谷が丘の学生で、大学生については、長野大学、清泉女学院短期大学等の学生さんになり、残りの9名である。

城下委員

ベトナムからの研修生とはどういう経緯なのか。

倉沢上野が丘公民館長

ベトナムからの研修生は地元の会社関係に勤められている方で、たまたま公民館へ日本のことを知りたいと来られていた人がいて、ぜひ参加させて欲しいという要望があり参加していただいた。

平田委員

学生ボランティアの参加者は、わいわい塾の卒業生なのか。

倉沢上野が丘公民館長

中高生はわいわい塾の卒業生であるが、大学生については以前から入っているボランティアの学生さんがいるほか、将来保育士や学校の先生を希望する学生もいて積極的に体験を積み、参加されていた。

平田委員

毎年大きな規模で行われ地域ボランティア協力者による大変な事業かと思うが、視察参加者の長瀬地区の方々の意見はどうだったか。

倉沢上野が丘公民館長

長瀬地区の連合自治会のみなさんが7名来られて、将来的には長瀬地区でも行いたいという話があった。

小林教育長

第五中学校の視察参加者はどうだったか。

倉沢上野が丘公民館長

地元の学校の生徒がどのようにボランティア活動をしているのか様子を伺いに来ている。

小林教育長

小学生の参加者について昨年と比べてどうであったか。

倉沢上野が丘公民館長

当初の抽選では101名だったが、その後体調不良等の理由で98名になったため、少し減っている。

○全員了承

(8) 行事開催等申請状況について（学校教育課 生涯学習・文化財課 スポーツ推進課）

○質疑

城下委員

学校教育課の行事開催申請状況について、期日に曜日が記載されていないので記載してほしい。また、受付番号31.32について、申請者氏名「夢子どもの翼」が同じ申請者であるが、行事の名称が異なっているのに申請趣旨の内容が同じでよく分からない。書き方を工夫されてはどうか。

高木学校教育課長

受付番号31.32については確認したいと思う。

○全員了承

4 その他

(1) 公民館だより（中央公民館）

○全員了承

閉会

教育委員会会議規則第 21 条の規定により署名する。
